

衆議院文部科学委員会ニュース

【第204回国会】令和3年6月2日（水）、第17回の委員会が開かれました。

- 1 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第21号）
- ・提出者馳浩君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・提出者藤田文武君（維新）、浮島智子君（公明）及び馳浩君（自民）並びに丸川国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、公明、維新、白須賀貴樹君（無） 反対－立民、共産）
（参考人）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会副事務総長 布村幸彦君
（質疑者）青山周平君（自民）、古屋範子君（公明）、吉田統彦君（立民）、畑野君枝君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

青山周平君（自民）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（オリパラ特措法改正案）について

- ア ADHD疾患を持つ選手に医薬品である覚醒剤の持込み等を認める特例措置を講ずる必要性及びこの特例措置を講じない場合の影響
- イ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）は令和2年に開催予定であったにもかかわらず、これまでこの特例措置が講じられなかった理由
- ウ 医薬品としての覚醒剤の持込み等に必要な手続及び持込み後の管理方法
- エ 内閣提出法律案ではなく議員立法で特例措置を講ずる理由

古屋範子君（公明）

オリパラ特措法改正案について

- ア 我が国で承認されているADHD治療薬があるにもかかわらず、覚醒剤であるアデラルの持込み等を認める特例措置を講ずる必要性
- イ 過去のオリンピック・パラリンピック競技大会におけるアデラルの取扱い
- ウ 本法律案による措置が東京大会に限定した措置であることの確認
- エ アデラルの持込み後の具体的な管理方法
- オ 本法律案による特例措置が我が国の薬物行政に対する誤ったメッセージ発信とならないよう留意する必要性

吉田統彦君（立民）

オリパラ特措法改正案について

- ア 内閣提出法律案で特例措置を講じない理由についての丸川国務大臣の見解
- イ 過去20年のオリンピック・パラリンピック競技大会においてアデラルの持込み等を認めることとした対応は、時限的な措置か、恒久的な措置か
- ウ 公知申請等の厚生労働省が承認する現行法の手続により、アデラルの持込み等を認めるべきではないか

- エ 一般の国民がアダラールを使用又は所持した場合の対応等についての警察庁の見解
- オ オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を覚醒剤の使用等の違法性阻却事由とすることの妥当性
- カ 懲役刑が定められている重大な法益侵害の犯罪について、議員立法によりその違法性を阻却する措置を講じた具体例
- キ MLB（米国のメジャーリーグベースボール）においてクリス・デービス選手がアダラールの使用を理由に試合への出場停止処分を受けたことについての提出者の見解
- ク アダラールのようなパフォーマンス向上効果のある医薬品の使用について
 - a 医師が使用を許可すれば、同医薬品をスポーツ選手が使用することも認められるか否かについての提出者の見解
 - b 同医薬品の使用の有無により生ずるパフォーマンスの差異についての提出者の見解
- ケ 我が国で承認されているADHD治療薬があるにもかかわらず、覚醒剤であるアダラールの持込み等を認める特例措置を講ずる必要性
- コ 本法律案による特例措置が青少年の覚醒剤の使用等に対する意識に与える影響
- サ 覚醒剤に関連した犯罪の被害者や遺族に対する説明責任を果たす必要性

畑野君枝君（共産）

- (1) 今回のオリパラ特措法改正案による特例措置は、政府内で調整の上、内閣提出法律案で対応すべきであったのではないか
- (2) 東京大会について
 - ア ホストタウンについて
 - a 事前キャンプや事後交流等を取りやめた自治体数
 - b 新たに2つの自治体を取りやめたとの昨6月1日の報道を丸川国務大臣は把握しているか
 - イ ボランティアの総数、辞退者数及び辞退の理由
 - ウ 熊谷千葉県知事の「幕張のホテルを組織委員会が大量に予約しているが情報共有されていない」という趣旨の発言に関する事実確認及び組織委員会の対応方針
 - エ パブリックビューイングについて
 - a 都内6か所で開催される予定のパブリックビューイング等の準備状況
 - b 東京2020ライブサイト、コミュニティライブサイト及びパブリックビューイングの実施自治体数等
 - c 代々木公園で予定されていたライブサイトは実施しないとの東京都の方針を組織委員会は把握しているか
 - オ IOCが東京大会出場選手に求める同意書について
 - a コロナその他の感染症や猛暑等に起因する身体的障害等は自己責任であることへの同意を求めたとする事実の有無
 - b 同意書の内容を政府として把握していたか、また、その内容に対する政府の見解
 - c 同意書は組織委員会が取りまとめるのか
 - d 過去のオリンピック・パラリンピック競技大会において類似の事項について同意を求めた事実の有無
 - e 現時点で同意書を提出している選手数
 - カ 新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家が大会開催のリスク評価に係る提言を作成したものの、政府の了承が得られず公表できないとする報道についての丸川国務大臣の見解